

副本

平成25年(ワ)第1356号,平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

回答書 (3)

平成29年5月23日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸 

長谷川 律 

金子 智 美 

塩 田 剛 志 

越 政 樹 

藤 崎 雅 高 

被告は、本回答書において、原告らの2017（平成29）年4月6日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書(2)」という。）に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本回答書において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 求釈明事項1に対する回答

平成21年8月30日から平成25年2月20日に至るまでの支援室長は、以下のとおりである。

なお、支援室長に対する尋問の要否については、原告らからの証拠申出があった場合に、別途、書面で意見を述べる予定である。

- 1 平成21年8月30日から平成22年3月31日まで
支援室発足の前であり、支援室長がいない。
- 2 平成22年4月1日（支援室の発足日）から同年7月29日まで
佐藤光次郎
- 3 平成22年7月30日から平成24年10月30日まで
和田勝行
- 4 平成24年10月31日以降（平成26年7月24日まで）
水田功

第2 求釈明事項2に対する回答

望月禎主任視学官（以下「望月主任視学官」という。）は、平成24年12月26日、下村大臣に対する説明に際し、①被告第1準備書面第5の3(1)（32ページ）及び被告第3準備書面第5の2（22ページ以下）で述べた審査会委員の意見及び審査会の状況に関する資料、②被告第1準備書面第5の3(2)（32ページ以下）で述べた支援室が実施した調査に係る種々の資料及び③被告第2準備書面第3の6(1)（16ページ以下）で述べた裁判例の判決書を持

参した。もっとも、望月主任視学官は、下村大臣に対する説明を行った際、これら持参した資料を全て示してはならず、どの資料を示したかの特定は困難である。

第3 求釈明事項3に対する回答

乙第72号証の2枚目「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等の概要」と題する書面の「2. 改正の概要」のうち「(参考)」として記載されている平成24年12月28日に実施された関係懇談会における各発言は、同懇談会において、文部科学大臣から本件不指定処分を行う予定であることについて発言し、それに対して、拉致問題担当大臣の発言、総理大臣の発言があったことから、かかる一連の発言について、あくまで参考として記載したものであり、そのことは同号証2枚目の「2. 改正の概要」の項に「(参考)」と記載されていることから明らかである。

したがって、同号証において、拉致問題担当大臣の発言が引用されていることをもって、本件不指定処分が政治外交目的によってなされたとはいえない。

第4 求釈明事項4に対する回答

原告らは、「朝鮮学校にかかる『疑惑』に関する高校就学支援室における同室長の交替に際しての引継文書」の提出を求めるところ、原告らが指摘する文書が原告らの請求原因といかなる関係を有するのか不明であるから、この点について、回答の必要を認めない。

第5 求釈明事項5に対する回答

原告の求釈明の趣旨は判然としないが、「国民の理解」については、被告第5準備書面第3の4(29ページ以下)で述べたとおりである。すなわち、支

給法は、高等学校等への進学率が約98パーセントに達し、「国民」的な教育機関になっていることなど、社会の変化に伴い、高等学校等に係る費用負担を社会全体で負担しようという「国民」的要請に基づき制定されることとなったものであり（乙第2号証3ページ）、その財源も、「国民」の租税によるものであって、就学支援金の支給は、受益者個人が経済的負担をしない代わりに、「国民」全体に経済的負担を課す制度であるから、「国民の理解」が根底にあることは当然である。下村大臣も平成24年12月28日の記者会見において、財政問題を含む拉致問題以外の問題点も指摘し、結論として国民の理解が得られないという見解を示している（甲第60号証の1）。

なお、「国民の理解」とは、上記のような当然のことを示したにすぎないから、この点について文部科学省内で個別に協議した事実はなく、議事録等の資料も存在しない。

以上

略称語句使用一覧表

2017/5/23

用語	略語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律（甲第1号証）	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（文部科学省令第13号。甲第3号証）	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（甲第4号証）	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類（甲第12号証、乙第1号証）	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第3号）	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付けで本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと（甲第13号証）	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請	本件申請	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

略称語句使用一覧表

2017/5/23

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総联合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

略称語句使用一覧表

2017/5/23

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17

略称語句使用一覧表

2017/5/23

大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25
原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)	原告準備書面(12)	第6準備書面	5
原告らの2016年6月1日付け準備書面(13)	原告準備書面(13)	第8準備書面	5
原告らの2016年6月9日付け準備書面(14)	原告準備書面(14)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(15)	原告準備書面(15)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(16)	原告準備書面(16)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(17)	原告準備書面(17)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(18)	原告準備書面(18)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(19)	原告準備書面(19)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(20)	原告準備書面(20)	第8準備書面	5
平成28年3月29日付け「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」	平成28年通知	第8準備書面	5
成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲損害賠償請求事件に関する意見書」	成嶋意見書	第8準備書面	28

略称語句使用一覧表

2017/5/23

安達和志氏作成の2016年5月20日付け「意見書」	安達意見書	第8準備書面	54
三輪定宣氏作成の2016年9月22日付け「朝鮮高校生就学支援金差別事件に関する意見書—無償教育の意義と朝鮮高校生就学支援金差別の不当性—」	三輪意見書	第8準備書面	55
「決裁・供覧」という表題の文書	決裁・供覧	第8準備書面	60
原告らの2017（平成29）年4月6日付け求釈明申立書	求釈明申立書(2)	回答書(3)	2
望月禎主任視学官	望月主任視学官	回答書(3)	2